

広川町立上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～

・基本計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、一般国道3号広川八女バイパスの建設や、それに伴う上広川小学校の移転・新築を、広川町にとって100年に一度の大転換期と捉え、人口減少が進む上広川校区において、次代を担う子どもたちが、豊かに学び、健やかに成長できる、安全で機能的な教育環境を整備するとともに、地域住民の交流や活動の拠点として、末永く愛される「地域の核」となる施設を目指すため、新しい上広川小学校校舎等の建設の指針となる「広川町立上広川小学校建設基本構想」を策定する。その際、単に新築される校舎を展望するだけでなく、新たな上広川小学校に持たせる魅力や、その魅力が子育て世代の移住定住意欲を促し、上広川校区が持続可能な地域となる展望を描く「上広川校区の未来ビジョン」を併せて示し、それらを反映させた基本計画までを策定するため、広く企画提案を募集し、最も適切な者を本業務の受託者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

広川町立上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画策定支援業務委託（以下「本業務」という）

(2) 業務の内容

別紙「広川町立上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年10月31日までとするが、上広川小学校建設委員会における協議及び事務局との協議等の進捗により期間延長することがある。

(4) 予算規模

本業務の予算規模は、37,950,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

(5) 担当部署

広川町教育委員会事務局 子ども課学校教育係

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

TEL: 0943-32-1194 FAX: 0943-32-4287

3 プロポーザル方式等の種別 公募型

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 令和 8・9・10 年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

※未登録の場合、令和 8 年 10 月 20 日（火）までに登録することとし、登録の場合には事前に下記担当課まで連絡すること。

【競争入札参加資格者名簿の登録に関すること】

広川町役場 税務会計課 会計係

電話：0943-32-1114（直通）

メール：kaikei@town.hirokawa.lg.jp

- (4) 広川町指名停止等措置要綱（平成 25 年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、または再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (6) 参加者または参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 受注企業として以下を満たすものとする。

平成 28 年度以降に、国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む。）が発注した、学校施設又はその他の公共施設の新築もしくは改築に関する基本構想又は基本計画策定業務を元請として受注し、完了した実績を有していること。

なお、当該実績は「住民参加型のワークショップ等」を実施した業務に限る。

- (8) 管理技術者は、一級建築士又は技術士（建設部門「都市及び地方計画」）の資格を有し、平成 28 年度以降に、国又は地方公共団体等が発注した、学校施設又はその他の公共施設の新築もしくは改築に係る、基本構想又は基本計画策定業務に従事し、当該業務を完了した実績を有している者とする。
- (9) 管理技術者、主任技術者及び担当技術者は当該組織に所属しており、直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有していること。
- (10) 管理技術者、主任技術者及び担当技術者は、それぞれ相互に兼務できないものとする。

5 業務の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

(1) 業務全体のスケジュール

項 目	日 程 等
①実施の公表	令和8年9月30日(水)
②質疑の受付期間	令和8年9月30日(水)～10月7日(水) 正午必着
③質疑最終回答期限	令和8年10月14日(水)
④参加表明書の提出期限	令和8年10月21日(水) 17時必着
⑤参加資格審査結果通知	令和8年10月27日(火)
⑥企画提案書の提出期限	令和8年11月5日(木)
⑦辞退届の提出期限	令和8年11月6日(金)
⑧企画提案ヒアリング	令和8年11月17日(火)
⑨選定結果の通知・公表	令和8年11月20日(金)
⑩契約締結日	令和8年11月30日(月)(予定)

(2) 事務手順等

①実施の公表について

広川町役場前掲示場及び広川町公式ホームページで行う。

②質疑応答

プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受付けない。

ア 受付方法 質問書(様式1)を添付し、Eメールにより下記へ送信すること。

E-mail : gakkoukyouiku@town.hirokawa.lg.jp

※件名を「上広川小学校基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画策定業務に関する質問」とすることとし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

イ 受付期間 令和8年9月30日(水)～10月7日(水) 正午必着

ウ 回答方法 令和8年10月14日(水)までにEメール及び広川町(福岡県)公式ホームページにより回答する。

③参加表明手続

ア 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「参加表明書等」

という。)を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

配置予定技術者調書(様式4)で提出した配置予定技術者は、原則、変更はできませんのでご注意ください。

(ア)提出書類 次に掲げる書類を各1部提出すること。

提出書類	様式等	添付書類等
参加表明書	様式2	会社案内パンフレット等
同種業務実績調書	様式3	契約書、履行証明書、TECRISの写し等
配置予定技術者調書	様式4 ①②③	契約書、履行証明書、TECRISの写し等
暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書	様式5	

(イ)提出期限 令和8年10月21日(水)17時必着

(ウ)提出先 広川町教育委員会事務局子ども課学校教育係 (2(5)担当部署参照)

(エ)提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

④参加資格要件の審査について

4に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和8年10月27日(火)に次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。

ア 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

※理由の説明要求手続きの詳細は、「参加資格審査結果通知書」に記載する。

⑤企画提案書の作成等について

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期限 令和8年11月5日(木)17時必着

イ 提出先 提出先 広川町教育委員会事務局子ども課学校教育係

(2(5)担当部署参照)

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

エ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書表紙	様式 6	1 部
参考見積書	様式自由	正 1 部、副 8 部 業務内容ごとの内訳が分かること。 広川町長宛とすること。
業務実施体制	様式 7	9 部（様式に記載する注意事項参照） 様式 7～9 はまとめてホチキス留め すること。
業務実施の方針等	様式 8	
テーマ別企画提案書	様式 9	

オ 留意点

- (ア)各様式に記載する注意事項等を熟読すること。
- (イ)業務実施の方針等には、本業務に対する取組姿勢、業務実施における着眼点、業務の実施方針、業務フロー計画及び工程計画、内部・外部委員会との連携方針等について簡潔に記載すること。
- (ウ)テーマ別企画提案書は、以下のテーマについて簡潔に記載すること。

・テーマ 1

「校区活性化の起爆剤となる『選ばれる学校・選ばれる地域』の創出について」

人口減少が進行する中で、上広川小学校を「子どもたちの学びの場」としてだけでなく、移住促進や定住の誘因となる地域づくりの核と捉え、上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画の策定業務として検討可能な範囲を踏まえ、以下の観点から提案すること。

○「通わせたい魅力」の醸成

子どもたちの感性を育み、保護者が「この学校に通わせたい」と実感できる施設デザイン、教育環境、学びの場のあり方について提案すること。

○移住・定住を促す学校づくり

移住者や子育て世帯が「この地域に住みたい」と感じるような、地域コミュニティと連動した学校開放、交流の仕掛け、地域の魅力を発信する施設づくりについて提案すること。

○学校を起点とした地域振興策

本建設事業を契機として、地域資源の活用や地域との連携強化など、校区全体の賑わい創出につながるソフト・ハード両面からの方策について提案すること。

・テーマ 2

「確実な開校に向けた事業手法・スケジュール管理と、ライフサイクルコスト低減に向けた提案について」

上広川小学校の目標年度における確実な開校に向け、入札不調等の事業遅延リスクを回避・低減するための最適な事業手法及びスケジュール管理の考え方について提案すること。あわせて、将来的な維持管理費や大規模修繕費を含めた施設のライフサイクルコスト低減に向けて、具体的な設計手法や設備計画等の観点から方策を提案すること。

・テーマ 3

「独自の提案等について」

これまでの受託実績で得た専門知識やノウハウを踏まえ、本業務を効果的・効率的に遂行するための支援方策等について、独自の提案を行うこと。

なお、テーマ 1 及びテーマ 2 で求める内容と重複しない観点から、合意形成、住民・学校関係者等との意見交換、情報発信、資料作成、庁内調整支援、その他本業務の品質向上に資する方策等について提案すること。また、本仕様書の範囲を問わず、提出した参考見積金額の範囲で実施可能な提案とし、複数提案も可能とする。

⑥参加の辞退

企画提案者が参加を辞退したい場合、令和 8 年 11 月 6 日までに辞退届（様式任意）を広川町教育委員会事務局子ども課学校教育係に直接持参すること。

⑦企画提案書の審査及び評価

ア 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び受託候補者の特定を行うため、審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

イ 企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査会において、企画提案内容をより深く理解するため、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを別途通知した日時（令和 8 年 11 月 17 日（火）予定）・場所にて行う。

なお、企画提案書の提出者が 5 者以上ある場合は、参加表明書及び企画提案書等の審査により、プレゼンテーション及びヒアリング対象者を選定する場合がある。この場合は、企画提案書提出期限の翌日から起算して 7 日以内に、非選定者に対して文書により通知する。

ウ 企画提案書の評価基準

参加表明書及び企画提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。評価基準は、下記のとおりとする。

評価項目	主な審査基準	配点
企業実績等	同種業務実績、住民参加や地域づくりに関する実績等、過去の保有実績等	15 点
配置予定技術者、連絡・協議体制	予定技術者の保有資格・実績、専任性、コミュニケーション能力、意欲、独自提案に係る技術者の配置状況、日常的な連絡調整や進捗共有等の業務実施体制、地元関係者とのネットワーク構築や連携・補完体制	30 点
業務の実施方針等	業務に対する理解度、業務実施方針・実施手順の妥当性、各種委員会との連携方針	45 点
テーマ別の企画提案	提案内容の的確性、実現性、独創性	45 点
参考見積	提案業務規模との整合性	15 点
合計		150 点

⑧受託候補者の特定及び結果の通知・公表

受託候補者の特定については、審査会における審査基準に基づき行い、速やかに、企画提案書を提出した全ての者に対して審査結果を次のとおり通知・公表する。

ア 結果の通知 令和 8 年 11 月 20 日（金）（予定）結果通知書の送付をもって通知する。

イ 公表内容 受託候補者名及びその他必要な事項

ウ 公表方法 広川町（福岡県）公式ホームページによる。

⑨失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ア 5.(2) ⑦の審査会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合
- ウ 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合
- エ 参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

⑩契約に関する基本事項

ア 受託候補者との協議

受託候補者が特定された後、広川町と受託候補者が協議を行い、別紙「広川町立上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画策定支援業務委託仕様書」を微調整する。

イ 契約の締結

広川町は、受託候補者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の企画提案者と交渉する場合がある。

ウ 契約保証金

契約保証金を要する。ただし、広川町財務規則（平成 19 年規則第 10 号）（以下「財務規則」という。）第 122 条の規定に該当する場合は免除する。

エ 契約書の作成を要する。

オ 支払条件

原則として、完成払いとするが、部分払は、財務規則第 136 条の規定による。

6 提案に係る費用の負担に関する事項

参加表明書及び企画提案における書類作成、提出及びヒアリング出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提出者の負担とする。

7 その他必要な事項

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。

- (5) 参加表明書及び企画提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (7) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を遵守しなければならない。
- (8) 参加表明書等、押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。
- (9) 提出された資料等については、広川町情報公開条例（平成 14 年条例第 24 号）に基づく開示請求があった場合は、資料等を開示することにより、今後参加者の権利、競争上の地位その他不当な利益を害する部分がある場合には、様式第 10 号により申し出た部分の開示は行わない。